

砥部町自主防災組織に対する資機材等管理運営規程

平成17年10月31日

砥部町告示第221号

(趣旨)

第1条 この告示は、砥部町自主防災資機材等の貸与に関する要綱（平成17年砥部町告示第6号）により町から自主防災組織に貸与された資機材等の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(保管場所)

第2条 資機材等は、自主防災組織が指定した場所に保管するものとする。

(管理責任者)

第3条 資機材等の管理責任者は、資機材等の貸与を受けた自主防災組織の会長（以下「会長」という。）とする。

(備品の管理)

第4条 会長は、資機材等を自主防災組織備品管理台帳（別記様式）により管理するものとする。

(資機材等の使用)

第5条 資機材等の使用は、災害発生時及び防災訓練時に使用するものとする。ただし、会長が特に認める場合は、この限りでない。

(備品の保全)

第6条 資機材等の維持及び保全のために、会長を中心に必要に応じて点検を行う。

附 則

この告示は、平成17年10月31日から施行する。

別記様式（第 4 条関係）

自主防災組織資機材等管理台帳

	名称	構造	規格・寸法	単位	数量
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					